

建設業担い手確保・育成貢献工事等公表要綱

施 行 令和2年4月30日

(目 的)

第1 この要綱は、建設局各事務所（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）別表3に掲げる本庁行政機関のうち、部相当のものをいう。以下「所」という。）が施行する工事又は委託（以下「工事等」という。）のうち、その施工等が優秀であり、他の模範とするに足りるものを評価するとともに、「建設業の担い手の確保及び育成に関する取組が優れた工事」を選定し、これを表彰することにより、建設業の担い手確保及び育成に関する取組をより一層増進することを目的とした制度である。

(公表及び賞状の授与の対象)

第2 公表及び賞状の授与の対象となる「建設業担い手確保・育成貢献工事等」は、局が施行した工事等で、その施工等が優秀であり、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組が優れた工事の中から選定し、当該工事等（工事・委託件名、受注者等名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者等名（委託は主任技術者名））を公表する。

(公表及び賞状の授与の実施)

第3 所長は、「建設業担い手確保・育成貢献工事等」の受注者等を、掲示して公表するとともに、賞状を授与する。

- 2 公表及び賞状の授与は、年1回、前年度に完成した工事等について行うものとする。
- 3 第1項の賞状には、記念品を添えることができる。

(選定の手続)

第4 所の課長は、所管の工事等に第2に該当すると認められる工事等があるときは、所長に当該工事等を推薦するものとする。

(所優良工事等選定委員会の設置)

第5 「建設業担い手確保・育成貢献工事等」選定の適正を期するため、所に「建設業担い手確保・育成貢献工事等」選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第4の規定により推薦された工事等について、「建設業担い手確保・育成貢献工事等」として適当であるか否かを審査するものとする。

- 2 委員会の組織及び運営は、課長会に準ずるものとする。

(建設業担い手確保・育成貢献工事等の決定)

第6 所長は、第4の規定による推薦があったときは、委員会の議を経て「建設業担い手確保・育成貢献工事等」を決定するものとする。

(「建設業担い手確保・育成貢献工事等」の取消し)

第7 「建設業担い手確保・育成貢献工事等」として公表された工事のうち、公表後にその当該工事において、「建設業担い手確保・育成貢献工事等」にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て「建設業担い手確保・育成貢献工事等」の取消しを行うとともに、掲示して公表するものとする。

(細 目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。